

# 長野県における第13次労働災害防止推進計画

～働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のために～

長野労働局

## はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定された。長野労働局（以下「長野局」という。）は、これを踏まえ推進計画を策定し、長野県内における労働災害防止を推進してきた。その結果、県内の安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は減少しているものの、根絶しておらず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力人口の高齢化率の高まりもあって、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）は着実な減少がみられず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となっており、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり長野局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「長野県における第13次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

## 1 計画のねらい

### （1）計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、事業場においては、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった多

様な働き方をする労働者や高年齢労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全や健康が確保されなければならない。

## (2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

## (3) 計画の目標

第12次労働災害防止推進計画（以下「12次推進計画」という。）を踏まえ以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ 重点とする業種の目標は以下のとおりとする。
  - ・ 建設業、製造業及び林業については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - ・ 小売業、社会福祉施設、飲食店及び陸上貨物運送事業については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、以下のとおりとする。
  - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数30人以上の事業場（※）の割合を75%以上（61.1%：2016）とする。

※ メンタルヘルス対策に係る以下の取組のうち、4項目以上取り組んでいる事業場の割合。

- ① 衛生委員会等での調査審議
  - ② 心の健康づくり計画の策定
  - ③ 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
  - ④ 労働者への教育研修の実施
  - ⑤ 管理監督者への教育研修の実施
  - ⑥ 労働者からの相談体制の整備
  - ⑦ 職場復帰支援体制の整備
  - ⑧ ストレスチェックの実施
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち集団分析を実施した事業場の割合

を85%以上(76.8%：2016)とする。

- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死亡者を発生させない。

#### (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、長野地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、昭和30年代後半には年間160人近くもの尊い命が失われていたものが、近年は年間20人程度まで改善している。

しかしながら、平成10年以降の20年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の5年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業及び建設業は減少率こそ全業種平均を上回ったが、建設業は依然として死亡災害全体の3分の1を占める状況にあり、製造業においては、はさまれ・巻き込まれによる死亡災害が発生するなど引き続き重点業種として対策に取り組むことが必要である。また、林業については、第12次推進計画中に7人の死亡災害が発生しており、重点業種に追加することが必要である(表1)。

これらの背景として、年齢構成の偏りによる作業に習熟したベテラン労働者の不足、業務アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化等が課題となっている。

(表 1)

災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	6.6	4.0	2.2	2.6
(9次防からの増減率%)		▲ 39.4	▲ 66.7	▲ 60.6
建設業	17.2	7.4	8.8	6.2
(9次防からの増減率%)		▲ 57.0	▲ 48.8	▲ 64.0
陸上貨物運送事業	4.0	2.6	0.6	1.4
(9次防からの増減率%)		▲ 35.0	▲ 85.0	▲ 65.0
林業	2.0	1.8	1.8	1.4
(9次防からの増減率%)		▲ 10.0	▲ 10.0	▲ 30.0
上記以外の業種	11.2	7.8	6.0	5.2
(9次防からの増減率%)		▲ 30.4	▲ 46.4	▲ 53.6
業種合計	41.0	23.4	19.4	17.8
(9次防からの増減率%)		▲ 42.9	▲ 52.7	▲ 56.6

業種別に、事故の型別を見ると、建設業については「墜落・転落」による死亡者数が依然として最も多く、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数の減少率が製造業の平均減少率に及ばず、更なる対策が必要である(表2～3)。

また、林業については伐木等作業における「激突され」について、対策を強化していくことが必要である(表4)。

(表 2)

建設業における事故の型別死亡労働災害の推移				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	5.8	2.6	2.6	2.2
(9次防からの増減率%)		▲ 55.2	▲ 55.2	▲ 62.1
建設業合計	17.2	7.4	8.8	6.2
(9次防からの増減率%)		▲ 57.0	▲ 48.8	▲ 64.0

(表 3)

製造業における事故の型別死亡労働災害の推移				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
はさまれ・巻き込まれ	2.2	1.8	0.4	1.0
(9次防からの増減率%)		▲ 18.2	▲ 81.8	▲ 54.5
製造業合計	6.6	4.0	2.2	2.6
(9次防からの増減率%)		▲ 39.4	▲ 66.7	▲ 60.6

(表 4)

林業における事故の型別死亡労働災害の推移				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
激突され	0.8	1.0	1.2	0.8
(9次防からの増減率%)		25.0	50.0	0.0
林業合計	2.0	1.8	1.8	1.4
(9次防からの増減率%)		▲ 10.0	▲ 10.0	▲ 30.0

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、平成10年以降の20年間で死傷者数は12.4%の減少となっている。

しかしながら、減少幅は徐々に小さくなっている。これを業種別に見ると、製造業及び建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮したとしても死傷者数の増加幅が著しい業種がある(表5)。

また、事故の型別に見ると、製造業や建設業に多い「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等については減少幅が全業種平均を大きく上回る一方で、「転倒」「動作の反動・無理な動作」といった高い年齢層で発生しやすいものについては、増加している(表6)。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、

事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働人口の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

(表 5)

災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
製造業	721.4	632.8	519.6	530.2
(9次防からの増減率%)		▲ 12.3	▲ 28.0	▲ 26.5
建設業	601.6	417.4	292.6	286.6
(9次防からの増減率%)		▲ 30.6	▲ 51.4	▲ 52.4
陸上貨物運送事業	140.0	144.6	129.2	135.0
(9次防からの増減率%)		3.3	▲ 7.7	▲ 3.6
林業	84.8	78.4	73.4	52.4
(9次防からの増減率%)		▲ 7.5	▲ 13.4	▲ 38.2
上記以外の業種	746.4	837.4	897.0	944.2
(9次防からの増減率%)		12.2	20.2	26.5
業種合計	2290.4	2106.6	1909.0	2006.2
(9次防からの増減率%)		▲ 8.0	▲ 16.7	▲ 12.4

(表 6)

災防計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移(9次防～12次防)				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	419.8	376.8	327.4	313.4
(9次防からの増減率%)		▲ 10.2	▲ 22.0	▲ 25.3
はさまれ・巻き込まれ	407.8	342.2	276.6	278.8
(9次防からの増減率%)		▲ 16.1	▲ 32.2	▲ 31.6
転倒	383.6	381.2	402.4	517.6
(9次防からの増減率%)		▲ 0.6	4.9	34.9
動作の反動、無理な動作	154.6	191.0	203.6	232.4
(9次防からの増減率%)		23.5	31.7	50.3

(表 7)

## 長野県における業種別死傷年千人率の推移(平成24年～平成29年)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
陸上貨物運送事業	5.99	5.28	6.88	6.05	6.05	7.06
小売業	1.92	1.88	1.95	2.11	1.81	2.27
社会福祉施設	2.97	3.45	2.65	1.93	2.16	2.19
飲食業	1.17	1.49	1.50	1.43	1.71	1.38

(注)適用労働者数は、「経済センサス—基礎調査」による。

## (3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は多く、過労死等で労災認定された件数は、減少しておらず、死亡又は自殺(未遂を含む。)の事案も発生している。(表 8)

(表 8)

## 脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

長野労働局

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	支給決定件数	2	0	3	5	3
	うち死亡・自殺件数	2	0	3	2	1
精神障害	支給決定件数	4	9	5	3	9
	うち死亡・自殺件数	2	3	1	2	2
支給決定件数合計		6	9	8	8	12
うち死亡・自殺件数		4	3	4	4	3

注:労災補償課提供データ

このような中で、過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設された。

ストレスチェック制度においては、集団分析結果を活用し職場環境改善を行うことが重要であるが、その実施率は十分といえず、また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談等を安心して受けられることが重要である。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備

を促進することが必要である。

#### **(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性**

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、高い水準で推移している。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

#### **(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性**

産業現場では膨大な種類の化学物質が使用されているが、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものはその一部であり、多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

また、近年、全国では、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生している。

このため、ラベル表示やSDS交付の対象物質については、その徹底を図り適切な管理を行うとともに、対象とならない物質についてもリスクアセスメントの適切な実施等の適切な管理を進める必要がある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2028年まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

### **3 計画の重点事項**



先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

#### **4 重点事項ごとの具体的取組**

##### **(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進**

###### **ア 業種別・災害種別の重点対策の実施**

###### **(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止**

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を占める状況にあることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。また、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、長野県や国土交通省出先機関等と連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

###### **(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止**

- ・ 危険性の高い機械等については、製造者が十分な知識及び技能を有する者を参画させた機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）の普及を図るとともに、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、関係機関と連携しつつ、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。

###### **(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策**

- ・ チェーンソーによる伐木等作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度を占めていることから、その一層の減少を図るため、「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について関係機関や関係団体と連携して取り組む。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、関係機関と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

#### **イ 重篤な災害の防止対策**

- ・ 休業6か月以上の災害に係る労働者死傷病報告や事故報告の分析等により、死亡災害につながるような重篤な災害を大幅に減少させるための対策の検討や、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「労働安全衛生総合研究所」という。）と連携し、重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策を検討するとされていることから、情報の提供等、これらの調査に協力する。

### **(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進**

#### **ア 労働者の健康確保対策の強化**

##### **(ア) 企業における健康確保措置の推進**

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

##### **(イ) 産業医・産業保健機能の強化**

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進める。

#### **イ 過重労働による健康障害防止対策の推進**

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

## **ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進**

### **(ア) メンタルヘルス不調の予防**

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 長野産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

### **(イ) パワーハラスメント対策の推進**

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

## **エ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施への協力**

- ・ 労働安全衛生総合研究所の過労死等調査研究センターが行う過労死等の実態解明と防止対策に関する研究を行うこととしており、情報の提供等を通じ調査に協力する。

## **(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進**

### **ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応**

#### **(ア) 第三次産業対策**

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理を推進する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や危険の「見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等について、関係団体と連携して取り組む。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

#### **(イ) 陸上貨物運送事業対策**

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 国土交通省出先機関と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

#### **(ウ) 転倒災害の防止**

- ・ 死傷災害のうちの3割強を占める転倒災害については、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による危険の「見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。

- ・ 転倒災害防止に係る e ラーニング教材を活用するなど、事業者に対する支援を行う。また、対策の効果を高めるため、部門リーダー、フロアリーダー等の現場の管理者・指揮者や労働者への安全衛生教育を進める。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

#### **(エ) 腰痛の予防**

- ・ 年間 90 件程度の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。

#### **(オ) 熱中症の予防**

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う。

#### **(カ) 交通労働災害対策**

- ・ 事業用自動車（バス、トラック、タクシー等）を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2 年ごと）に際し、国土交通省出先機関と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、警察機関と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

#### **(キ) 職場における危険の「見える化」の推進**

- ・ 多様な働き方が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、危険の「見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

### **イ 非正規雇用労働者等の多様な雇用形態や副業・兼業、テレワークに対応した労**

## **働災害の防止**

### **(ア) 非正規雇用労働者対策**

- ・ 就業形態の多様化等により、雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が拡大しているが、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べて安全衛生教育等の実施率が低い傾向にあることから、雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の徹底と教育内容の充実や、職場における危険の「見える化」の推進等、安全衛生活動の活性化を図る。

### **(イ) 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進**

- ・ 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるよう、必要に応じ指導を行う。

### **(ウ) 副業・兼業、テレワークへの対応**

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令を踏まえた健康診断等の措置を適切に実施するよう機会を捉え周知する。
- ・ テレワークを行う労働者の健康確保のため、必要な労働時間管理を適切に行うとともに、事業者が法令を踏まえた安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう機会を捉え周知する

### **(エ) 高齢労働者対策**

- ・ 労働者の年齢階層が上がり、転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢労働者の労働災害を防止するための配慮事項について普及を図る。

### **(オ) 外国人労働者、技能実習生対策**

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業や製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係機関と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

## **(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進**

### **ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進**

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や

治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日基発第0223第5号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、今後作成される企業向け、医療機関向けマニュアルについて、長野産業保健総合支援センターが実施する研修の活用等により普及を図る。
- ・ 長野地域両立支援推進チームの活動等を通して、県内における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

#### **イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり**

- ・ 治療と仕事の両立支援について、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、長野産業保健総合支援センター等に配置される、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」と連携する等、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

### **（5）化学物質等による健康障害防止対策の推進**

#### **ア 化学物質による健康障害防止対策**

##### **（ア）国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策**

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、これ以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。

このような状況を踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

##### **（イ）リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善**

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に

分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための支援策を充実する。

## **イ 石綿による健康障害防止対策**

### **(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止**

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工されることがないように、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底する。
- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、こうした石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化する。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進を図る。

### **(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存**

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

## **ウ 受動喫煙防止対策**

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

## **エ 電離放射線による健康障害防止対策**

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

## **オ 粉じん障害防止対策**

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、



粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

## **(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化**

### **ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取組**

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

### **イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用**

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質対策への活用を図る。

### **ウ 信州・危険の「見える化」推進運動の積極的な展開**

- ・ 危険有害性に関する情報の伝達、適切なリスク評価の実施及び危険有害性の「見える化」など事業場における自主的な安全衛生活動を促進するため、長野局では「信州・危険の「見える化」推進運動」（以下「見える化推進運動」という。）に取り組んでいるところであり、本運動を引き続き展開し、事業場の自主的安全衛生活動の水準の向上を図る。

### **エ 効果的な安全衛生教育の実施**

#### **(ア) 「信州・春の安全衛生教育推進運動」の推進**

- ・ 技術革新の急速な進展、高年齢労働者の増加、就業形態の多様化、第三次産業の就労者数の増加等社会経済情勢が変化するなか、これらの変化に的確に対応する安全衛生教育の実施が求められ、平成 28 年 10 月に「安全衛生教育実施要綱」が新たに定められた。これを踏まえ、長野局では、「信州・春の安全衛生教育推進運動」に取り組んでいるところであり、本運動の周知を図り事業場における効果的な安全衛生教育の実施を進める。

#### **(イ) 危険体感教育の推進**

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、危険感受性を高めるための教育の推進を図る。

### **オ 業界団体内の体制整備の促進**

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働

災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

#### **カ 業所管官庁との連携の強化**

- ・ 業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。

#### **キ 中小規模事業場への支援**

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、危険の「見える化」、リスクアセスメントなどの安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

#### **ク 民間検査機関等の活用の促進**

- ・ 民間機関である登録検査機関・登録教習機関等に対する監査等を適切に実施する。

### **(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進**

- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を図るなど、安全衛生管理組織の強化を推進する。
- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野県支部との連携を強化する。

### **(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等**

#### **高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施**

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、県や関係機関と連携しつつ、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取り込み等を働きかける。

# 長野県における第13次労働災害防止推進計画の目標 (死亡者数及び死傷者数)

